

予 定 管 理 方 法 書

県営土地改良事業(ほ場整備事業日之浦地区)によって造成される施設の予定管理方法等

1 管理者

呉市が広島県から譲与を受け、適正に管理する。ただし、日常の管理は受益者が行う。

2 管理すべき施設の種類

名称	箇所数又は延長	摘要
揚水機	水中ポンプ φ 50mm×2台	揚水量 0.004m ³ /s
配水機	陸上ポンプ φ 40mm×2台	
ファームpond	2箇所(87.5m ³ ・72m ³)	
パイプライン	PE φ 75 延長1.12km	

3 貯水、放流、取水又は排水に関する基本事項

地区内のほ場を5ブロックに分け、生産者が地区外の水利権者と調整の上、ローテーションにより計画的に給水する。

4 管理に要する費用の概算及び負担方法

区分 施設名及び種類	標準年間経費の概算額	備考
揚水機、配水機、ファーム pond及びパイプライン	170,000円	管理委託した場合は 受益者負担

5 その他管理方法に関する基本的事項

呉市が呉市公有財産規則等に基づき、適正に管理する。